

令和2年度介護保険料額決定通知書の送付について

令和2年度の介護保険料の年額が確定しましたので、『介護保険料額決定通知書』をお送りいたします。

令和2年度の年額保険料は、今年度の市町村民税課税状況や、4月1日現在での世帯状況等に基づき決定いたしました。その結果、前年度と所得段階が変更になりました（減額）。

令和2年度年額保険料については裏面をご覧ください。

保険料の納め方

・仮徴収（4月・6月・8月年金天引き）により納めていただく保険料と、確定した年額保険料との差額を、10月の年金から天引きし完納となります。12月からの特別徴収を中止し12月・令和3年2月は年金からの天引きをいたしません。

※来年4月から保険料の納め方が変わります※

来年度（令和3年度）の仮徴収（4月・6月・8月年金天引き）は、令和3年2月の年金天引き額を引き継ぐため、年金から天引きすることができません。

令和3年4月から9月までの納付方法は普通徴収（口座振替又は納付書）による納付となり、10月から特別徴収になります。

介護保険料についてのお問い合わせは

同封の介護保険料納入通知書裏面『お問い合わせ先一覧』に記載してある、お住まいの市町村介護保険担当または諏訪広域連合介護保険課にお問い合わせください。

通知書の見方（ハガキ右側）

令和2年度 介護保険料 特別徴収本徴収額算定の基礎

通知書番号			世帯コード		
被保険者氏名					
生年月日				性別	
特別徴収義務者					
特別徴収対象年金	(A)				
期 間	月 数	所得段階区分			
		(B)			
保 険 料 年 額	保 険 料 算 出 額	保 険 料 額			
円	円	(C)		円	
普通徴収で納付する額	円				
仮 徴 収 額		本 徴 収 額			
年金支払月	保 険 料 額	年金支払月	保 険 料 額		
4月	(D) 円	10月	(E) 円		
6月	円	12月	円		
8月	円	2月	円		

(A) 特別徴収で天引きをする年金の名称です。

(B) あなたの保険料段階です。

(C) 今年度の年額保険料です。

(D) 以前通知した4月～8月の年金からの天引き額です。

(E) 10月にこの額が年金から天引きされ今年度の保険料が完納となります。12月・2月は年金からの天引きはされません。そのため、令和3年4月からは納付方法が普通徴収（納付書または口座振替）となります。

年額保険料が (C) 円に決定しました。

平成24年度の仮徴収額の通知（4月）はしません。

※詳しくは、裏面をお読みください。

*** 調定事由

【令和2年度年額保険料】

(消費税率改定による軽減措置として、第1～3段階の介護保険料を変更しました)

住民税		前年の合計所得金額 など	保険料段階 (保険料率)	保険料年額		
本人	世帯					
○ 非課税	○ 非課税	老齢福祉年金を受給している方 生活保護を受けている方	第1段階 (基準額×0.30)	19,260円		
		課税公前 除的年の 年し年の 金た金の 収金等計 入額に所 得と係る の金額の 合計	○○ 80万円以下の方	第2段階 (基準額×0.50)	32,100円	
		○○ 80万円を超えており120万円以下の方	第3段階 (基準額×0.65)	41,730円		
	● 課税	● 課税	前年の合計所得金額	○○ 120万円を超えている方	第4段階 (基準額×0.90)	57,780円
				●● 80万円以下の方	第5段階 (基準額)	64,200円
				●● 80万円を超えている方	第6段階 (基準額×1.05)	67,410円
				●● 80万円未満の方	第7段階 (基準額×1.10)	70,620円
				●● 80万円以上125万円未満の方	第8段階 (基準額×1.35)	86,670円
				●● 125万円以上200万円未満の方	第9段階 (基準額×1.60)	102,720円
				●● 200万円以上300万円未満の方	第10段階 (基準額×1.70)	109,140円
●● 300万円以上400万円未満の方	第11段階 (基準額×1.90)	121,980円				
●● 400万円以上600万円未満の方	第12段階 (基準額×2.05)	131,610円				
●● 600万円以上1,000万円未満の方	第13段階 (基準額×2.20)	141,240円				
●● 1,000万円以上1,500万円未満の方	第14段階 (基準額×2.35)	150,870円				
●● 1,500万円以上の方						

合計所得金額: 収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

土地売却等に係る特別控除がある場合は、合計所得金額から「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。